

工業用水道事業に係る平成 30 年度料金改定協議の状況について

工業用水道事業（南部工業用水道事業（45 社）および彦根工業用水道事業（14 社））については、今年度に平成 30 年度以降の料金改定を予定していますが、その協議等の状況は、次のとおりです。

1 料金改定の基本的な考え方

- ◆必要な施設整備をアセットマネジメントに基づき効率的に実施する。
- ◆内部留保資金の活用により基本料金の低減を図る。
- ◆健全な経営を維持するための経営水準を確保する。

2 平成 30 年度～平成 34 年度料金改定（案）

【南部工業用水道事業】

基本料金・特定料金（※）・超過料金の料率は、内部留保資金を活用して値下げ改定を行い、基本使用料金・特定使用料金の料率は、動力費の状況から据え置くこととします。

【彦根工業用水道事業】

全ての料金の料率を、内部留保資金の活用や動力費の状況から据え置くこととします。

名称	種別	現行料率	改定案	改定値幅
南部	基本料金	基本水量 1 m ³ につき 40 円	34 円 70 銭	▲5 円 30 銭
	基本使用料金	基本使用水量 1 m ³ につき 8 円	改定せず	
	特定料金	特定水量 1 m ³ につき 40 円	34 円 70 銭	▲5 円 30 銭
	特定使用料金	特定使用水量 1 m ³ につき 8 円	改定せず	
	超過料金	超過使用水量 1 m ³ につき 96 円	85 円 40 銭	▲10 円 60 銭
彦根	基本料金	基本水量 1 m ³ につき 14 円	改定せず	
	基本使用料金	基本使用水量 1 m ³ につき 3 円		
	特定料金	特定水量 1 m ³ につき 14 円		
	特定使用料金	特定使用水量 1 m ³ につき 3 円		
	超過料金	超過使用水量 1 m ³ につき 34 円		

※ 特定水量とは、基本水量を増量すると原則減量することができないため、企業が工場の拡張等により水量の増加が見込まれるが、その水量が明確でない場合等に、期間を定めて承認する水量をいう。

3 受水企業との協議経過

【南部工業用水道事業】料金改定協議会 3 回（平成 29 年 6 月 7 日・7 月 7 日・8 月 29 日）

【彦根工業用水道事業】料金改定協議会 3 回（平成 29 年 5 月 23 日・6 月 21 日・7 月 26 日）

※協議会を重ね、南部工業用水道事業、彦根工業用水道事業ともに改定案のとおり受水企業了承。

4 その他

受水企業の使用水量の見込みを踏まえて、基本水量を見直します。

【南部工業用水道事業】55,736 m³/日 → 52,860 m³/日（▲ 2,876 m³/日）

【彦根工業用水道事業】32,252 m³/日 → 24,558 m³/日（▲ 7,694 m³/日）

5 今後の予定

○県議会 11 月定例会議で料金改定の条例案提出

○平成 30 年 4 月より料金改定